

福井市納税推進懇話会設置要綱

(設置目的)

第1条 福井市の納税環境整備の推進及び市税収納事務の改善に関し、幅広く意見を求めるため、福井市納税推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、福井市の税務行政、納税者の実情に精通した有識者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故あるときは座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が会議の議長となる。

2 会議は、座長の認める特段の事由がない限り、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

5 座長は、第1項の規定にかかわらず、会議の招集に代えて、書面その他の方法により議事を行うことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、財政部税務事務所納税課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。